

第7章 PCT規則の留保の撤回

1. 改正の必要性

(1) 現行の国内法の規定

現在、パリ条約に基づく優先権主張を伴う国際特許出願については、我が国への国内段階移行に際し、特段の追加手続を要求することなく、パリ条約に基づく優先権を認めている。

すなわち、特許法第184条の3 第2項において、「国際特許出願については特許法第43条の規定を適用しない」旨規定しており、パリ条約に基づく優先権主張を伴う国際特許出願については、特許法第43条第1項及び第2項に規定する書面を特許庁長官に提出する優先権主張のための手続を不要としている。この規定により、国際特許出願についてのパリ条約に基づく優先権主張の手続については、特許協力条約（PCT）規則4.1(b)(i)、4.10及び17.1に定めるところによることとなる。したがって、出願人が国際段階において受理官庁又は国際事務局に対してこれらの規定に基づいた手続を行いさえすれば、指定国である我が国への国内段階においてパリ条約に基づく優先権の効果を享受することができる。

(2) 改正PCT規則と国内法との関係

1999年9月に開催されたPCT同盟総会において、優先権主張の手続を規定するPCT規則4.10(a)及び(b)が改正され、パリ条約の同盟国のみならず、パリ条約の同盟国でない世界貿易機関（WTO）加盟国においてなされた出願に基づく優先権（WTO優先権）を主張して、国際特許出願ができることとなった。

改正されたPCT規則4.10(a)及び(b)の規定を我が国において適用するために

は、WTO優先権主張がなされた国際特許出願については、我が国への国内段階移行に際し、パリ条約に基づく優先権と同様、何らの追加手続を課すことなく、優先権主張を認めることが必要となる。

しかしながら、我が国の特許法においては、パリ条約に基づく優先権主張をするための手続は第43条に、WTO優先権主張をするための手続は第43条の2に、それぞれ別個に規定されている。このうち、現行の第184条の3第2項において優先権主張手続を適用しない旨規定されているのは、パリ条約に基づく優先権主張に関する第43条のみである。したがって、WTO優先権主張がなされた国際特許出願が我が国の国内段階に移行した際には、特許法第43条の2の規定が適用されてしまうこととなる。この結果、WTO優先権を失効させないためには、出願人は、特許法第43条の2で準用する同法第43条第1項に規定する書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、優先権証明書を優先日から1年4ヶ月以内に特許庁長官に提出するという、追加手続を行わなければならない。

このように、現行特許法では、改正PCT規則を受け入れることはできないため、これまで、国内法の改正が必要であることを理由に、PCT規則4.10(d)に定められる経過規定の適用を受け、上記改正PCT規則を留保してきたが、今回、PCT関係の他の改正と併せて必要な改正を行い、留保を撤回することとした。

(参考)

今回の特許法改正は、我が国を指定官庁とした場合のWTO優先権を主張した国際特許出願についての改正であるが、我が国を受理官庁とした場合については、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第15条を既に改正しており、2000年（平成12年）1月より施行されている。

2. 改正の概要

特許法第43条の2第3項において準用している同法第43条に規定する、WTO優先権主張の手続は、国際特許出願には適用しないこととする。

3. 特許法の改正条文の解説

(国際出願による特許出願)

第百八十四条の三 (略)

2 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願（以下「国際特許出願」という。）については、第四十三条（第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

本条は、我が国を指定国に含むPCTに基づく国際出願を、国内出願と同じように特許法上の手続につなげるための規定である。

国際特許出願については、PCT規則4.1(b)(i)、4.10及び17.1において優先権の主張の方法を規定していることから、パリ条約に基づく優先権を主張した出願については、特許法第43条の規定は適用しないこととなっている。今回の改正では、適用しない規定の範囲を第43条の2にまで拡大し、WTO優先権を主張した国際特許出願についても、第43条の2で準用する第43条に規定する手続をせずに優先権主張を認めることとしたものである。

【この条文を準用する規定】

◆実用新案法第48条の3